

平成22年3月23日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣 あて
農林水産大臣
衆議院議長
参議院議長

磐田市議会議長 八木 啓 仁

茶業振興に関する意見書

現在、全国の茶産地では恵まれた気象や立地条件を生かし、平成21年度においては約9万トンの荒茶が生産されている。

お茶は、歴史的には我が国の生活文化に深く根をおろし、食習慣を通じて健康増進に役立つとともに、経済的にも地域経済の発展に寄与することで、広く我が国の産業振興に貢献してきたことは誰もが認めるところである。

しかしながら、近年の茶業情勢を見ると、世界的な経済情勢の悪化に加え、生活習慣の変化などにより、リーフ茶を中心に緑茶の消費量は減少の一途をたどり、市場価格は低迷し続け、このままでは茶産地の存続はおろか、産業としての衰退が懸念される事態に至っている。

また、このような茶業界の危機的な状況は、これまで土地の集積、茶園の造成、茶工場経営、販路開拓などに努力し続けてきた茶業者が、それらの努力が報われないまま将来の展望を断ち切らざるを得なくなる事態に陥ることにもなり、それは単に茶業者だけの問題ではなく、我が国の伝統文化の継承、農業・農村の活性化、地域経済の発展へ及ぼす影響や損失は計り知れないものがある。

よって、国におかれては、このような状況を踏まえ、今一度我が国の茶業政策を見直し、茶業界が将来にわたり安定的かつ健全な発展が続けられるよう、下記の事項を重点とする

適切な施策を早急を実施することを要望する。

記

- 1 茶生産者価格の低迷に対する、需給動向に即した茶業の安定的かつ持続的な発展を図るための制度を整備すること。
 - 2 産地における茶園の改植や製茶工場の施設に対する支援を強化すること。
 - 3 新たな需要開拓の取り組みに対する支援を強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。